

導管事業の類型整理と自己託送制度

1. ガス導管事業に係る事業規制について

(1) 議論の経緯

第12回小委員会（本年7月31日開催）で示した「ガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理」において、新たな事業類型であるガス導管事業とは、許可を受けた区域において、自ら維持・運用する導管によりガスの輸送や託送供給を行う事業とし、現行の一般ガス事業とガス導管事業の導管を区別せず、等しく経済産業大臣による許可制とし、供給区域内における実質的な地域独占を担保すること、託送供給約款は経済産業大臣の認可制とすることが適当とした。なお、最終保障サービスについては、必要ないとの意見が多かった一方、利用者保護の観点から、例えば、ガス小売事業者が倒産などにより供給できない場合に供給を途絶させないための仕組みは必要ではないかとの意見もあった。さらに、国民からの意見募集においても、最終保障サービスが必要との意見が出されたため、不測の事態に対応する観点から、最終保障サービスは必要か、必要な場合にはどの事業者が提供するか、について改めて検討することとされた。

その後、第14回小委員会（本年9月24日開催）において、上記の委員や国民の意見募集において提出された意見を踏まえ、新たなガス導管事業者に最終保障サービスの義務を課す方向性を示した。これに対し、第17回小委員会（同12月3日開催）においては、ガス導管事業者から、現行のガス導管事業者に供給義務が課されていないこと、それにより特に問題が生じていないこと、その維持・運用する中圧及び高压の導管から小口利用者への供給は行われないこと、等を踏まえ、現行のガス導管事業者のように中圧及び高压の導管のみを維持・運用する事業者については、最終保障サービスの義務を課す必要はないのではないかとの意見が提出された。そして、導管事業に係る詳細な制度設計に当たっては、現行の一般ガス事業者の導管部門のように、小口利用者を始め幅広い需要に応じて小売供給や託送供給を行うため、低压導管を含む導管網を維持・運用するガス導管事業者と、現行のガス導管事業者の導管部門のように、卸供給や大口利用者向けの小売供給や託送供給を行うため、中圧及び高压の導管のみを維持・運用するガス導管事業者との違いを考慮して事業規制を設計すべきではないか、との意見が提出された。

(2) 事業規制の在り方

(1) に示したガス導管事業者からの指摘のように、現行の一般ガス事業者の導管部門は、都市部を中心に面的に張り巡らされた低压導管を含む導管網を維持・運用しており、その供給先は、家庭用など小口の利用者を含め極めて多数にわたる。一方、現行のガス導管事業者は、主にガスの卸や大口利用者向けの小売のための供給を行う線状に敷設された中圧及び高压の導管のみを維持・運用しており、低压導管は有していない。小売供給先は

少数で、工場など大口の利用者に限られる。

こうした事業実態の違いを踏まえ、新たなガス導管事業については、第 12 回小委員会で示した「ガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理」における整理を見直し、小口利用者を始め幅広い需要に応じて小売や託送供給するため、低圧導管を含む導管網を維持・運用するガス導管事業（以下「一般ガス導管事業」と呼ぶ。）と、卸供給や工場等の特定の地点への小売供給や託送供給を行うため、中圧及び高圧の導管のみを維持・運用するガス導管事業（以下「特定ガス導管事業」と呼ぶ。）にガス導管事業を整理し、それぞれ、最終保障サービス、参入規制、託送供給条件に対する規制を以下のとおりとはどうか。

①最終保障サービス

現行の一般ガス事業については、その供給区域内における制度的独占が認められる一方、大口利用者を含め供給約款による供給義務が課されている。これと同様に、低圧導管を含む導管網を維持、運用して小口利用者を始め広い需要に応じて供給する一般ガス導管事業については、第 14 回小委員会で示したように、その供給区域内において不測の事態に対応する観点から最終保障サービスの義務を課すとの方向性としてよいか。

他方、中圧及び高圧の導管のみを維持、運用してガスの卸や大口利用者向け小売のための供給を行い、小口利用者向けの供給が想定されない特定ガス導管事業者については、最終保障サービスの義務を課さないこととしてよいか。

②参入規制

一般ガス導管事業については、都市部を中心に面的に張り巡らされた低圧導管を含む導管網を維持、運用しており、その供給区域内において二重投資の弊害を防止する必要性があることに加え、①のように最終保障サービスの義務を課すため、第 12 回小委員会で示した方向性に沿って、事業参入は許可制とし、参入要件に二重投資規制を課すことにより、供給区域内での導管敷設について実質的な地域独占を認めることとしてよいか。

他方、特定ガス導管事業については、線状に導管を敷設していく特徴を踏まえれば、制度的な地域独占を認める必要はなく、むしろ事業者の自主的判断による導管敷設を認め、その整備を促進していくことが適切と考えられる。ただし、託送供給条件に対する規制や二重導管規制や課す上で、事業に関する情報を把握することが必要であるため、事業の参入は届出制としてはどうか。

③託送供給条件に対する規制

一般ガス導管事業については、その供給区域内における導管敷設について実質的な地域独占を認めること、その導管網は小口利用者を始め幅広い利用者に直接供給するために一体的に維持、運用されるものであることから、国が託送供給料金等の条件について適切性を厳格に確認する必要がある。このため、第 12 回小委員会で示したとおり、託送供給約款は経済産業大臣の認可制とし、値下げ時は事業者に対する効率化へのインセンティブ付与

の観点や速やかな実施を図る観点から届出制にするとの方向を維持してよい。

他方、特定ガス導管事業については、託送供給料金等の供給条件について公平性・透明性を確保する必要性がある一方、事業参入が届出制で導管敷設について地域独占は認めず、その導管による供給先は実質的に卸や工場等の事業者となる。このため、託送供給約款は経済産業大臣への届出制とし、その内容が不相当と認める場合には経済産業大臣が変更を命ずることができることとしてはどうか。

2. 自己託送の託送供給制度における扱い

現行法では、自ら調達したガスを、一般ガス事業者やガス導管事業者が保有する導管を利用して送り、自らの工場や密接な関係を有する関連会社等で利用する場合、その導管利用（自己託送）は託送供給制度の対象外となる。このため、届け出された託送供給約款に基づいた利用を受けることが担保されない。これは、託送供給制度の創設時に、こうした利用形態が想定されていなかったことによる。

しかしながら、第12回小委員会で示した「ガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理」においてLNG基地の第三者利用の制度化を検討する方針を示したことを背景に、例えば、自らが調達したLNGを、他事業者のLNG基地を利用してガスを製造し、ガス導管事業者が維持・運用する導管を利用して自社や関連会社の工場等へ送るといったケースも今後広がること想定される。第11回小委員会（本年7月17日開催）においても、新規参入者から、基地の第三者利用と併せ、自己託送の制度化が要望された。

このため、自己託送についても、小売や卸売に係る託送供給と同様に託送供給制度の対象とすることとしてはどうか。なお、制度化に当たり、密接な関係を有する者の範囲など、自己託送の対象については、電力システム改革における自己託送制度に係る検討も参考に、ガスの制度を今後詳細に検討する必要がある。